

介護福祉士資格取得支援事業の概要

介護保険施設等において、介護現場に従事する者が、介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」等を受講、または講師として職員を派遣する際に必要となる代替職員の新規雇用に要する雇用経費の一部（1／2以内）を補助する。

① 対象となる事業所・施設

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事業所及び施設
- ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく事業所及び施設
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業所
- ・その他介護職員の配置が必要とされている社会福祉施設

※申請は法人単位とする。

② 代替職員雇用の対象となる研修内容等

- ア 実務者研修を実施する養成施設（以下「実務者養成施設」という。）において実施される、実務者研修。
- イ 複数の法人が連携し実務者養成施設としての指定を受けて行う、実務者研修。
- ウ 地域の団体等で実施されている修了認定の対象となる研修。
- エ 都道府県知事が喀痰吸引等研修機関として登録した研修機関において実施される喀痰吸引等研修。また、その研修の講師として職員を派遣する場合。

③ 代替職員雇用の算定の基礎となる研修の対象期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

④ 代替職員の対象者

介護職場において労働の意思・能力を有し、事業所において代替要員として相応しいと判断できる者。

⑤ 代替職員の雇用時間

職員等が研修に参加する時間の3倍以内とする。

ただし、研修会場等への移動に係る時間及び休憩時間は含まない。

⑥ 経費負担等

通勤手当を含み、時給1,000円、日額8,000円、月額168,000円を上限とし、これに満たない場合は人件費の実負担額とする。

注) 上記「人件費」とは・・・事業者の定める給与規定等に基づき、代替職員に対して支給された給与等（賞与、通勤費、各種手当を含む。）と社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料及び労働保険料）事業主負担分との合計。ただし、介護職員処遇改善交付金による賃金改善相当分を除きます。

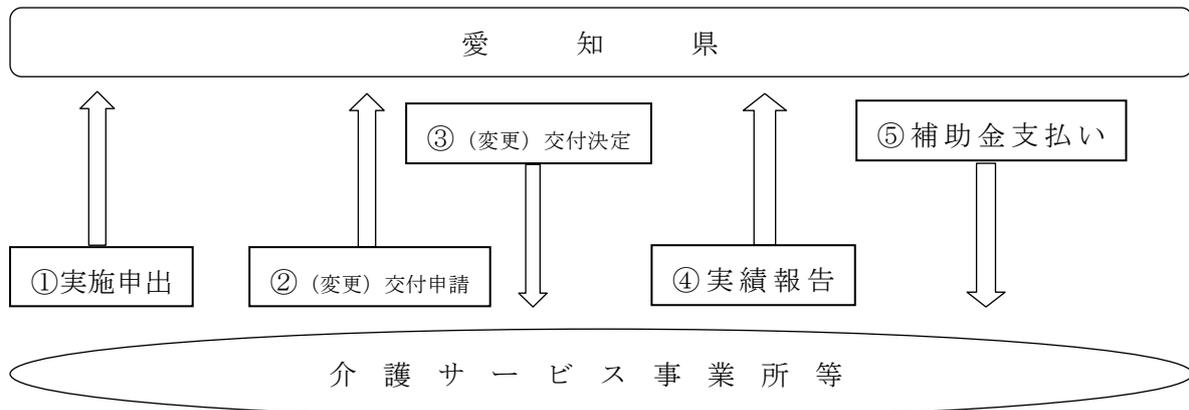
⑦ 介護保険施設等との代替要員との雇用契約締結期限

- ・平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

ただし、代替職員雇用の算定の基礎となる研修等の終期までに代替職員の雇用を開始または終了すること。

- ・代替職員の勤務日は、介護職員等の研修等の該当日である必要はない。

⑨ 申込みから支払までの流れ



注意

○追加募集であるため、⑦の雇用契約締結期間の始期は平成26年11月1日以降のものを対象とします。

○既に交付申請を行っている法人は、今回の募集の対象にはなりません。